

## 医師国保組合からのお知らせ

### 令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険料が軽減されます

今般、国の指針により、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和6年1月1日より国民健康保険の被保険者が出産する際、下記のとおり産前産後の保険料を一定期間、免除する制度が創設されましたので、当組合でも規約の一部改正を行い、下記のとおり保険料の免除を行います。

対象となる被保険者がいる場合には、所属する医療機関の第Ⅰ・Ⅲ種組合員からの届出が必要となりますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 1. 対象となる人

令和5年11月1日以降に出産予定の被保険者

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産を含みます）

#### 2. 免除となる保険料

出産する被保険者本人の医療保険料、後期高齢者支援金保険料、介護保険料（40歳～64歳）

#### 3. 免除となる期間

単胎妊娠：出産予定月（又は出産月）の前月から4カ月間

多胎妊娠：出産予定月（又は出産月）の3カ月前から6カ月間

・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。 ※詳しくは[リーフレット](#)をご参照ください。

軽減該当月（例）●がついた月が免除の対象期間です。

	4月	5月	6月	7月	8月 出産予定日 (出産日)	9月	10月	11月
単胎妊娠				●	●	●	●	
多胎妊娠		●	●	●	●	●	●	

#### 4. 届出方法と必要書類

○届出をする人：対象となる被保険者が属する医療機関の第Ⅰ・Ⅲ種組合員

##### ○提出書類

- ①産前産後の保険料軽減措置届出書 ※ホームページからダウンロードできます。
- ②出産予定日（又は出産日）及び単胎又は多胎の別を確認できる書類（母子健康手帳の写し等）  
※出産予定日の6ヶ月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。

○提出方法：岐阜県医師国民健康保険組合窓口にて提出もしくは郵送にて提出してください。

#### 5. その他

保険料の免除方法は、対象となる免除分を第Ⅰ・Ⅲ種組合員の保険料引落口座へ還付する予定です。ご不明な点は下記までお問合せください。

以上

<お問合せ> 岐阜県医師国民健康保険組合 TEL：058-274-1120 FAX：058-274-6293